議題１　非常勤特別職の旅費及び臨時職員の通勤手当について（知多市提出）

【要旨】

本市においては、非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費や臨時職員の通勤手当を支給していない。非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費や臨時職員の通勤手当を支給している場合があれば、その考え方についてお尋ねしたい。

市名	回答
豊　橋　市	非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費については、豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、豊橋市旅費支給条例及び豊橋市旅費支給条例施行規則により支給している。市内から勤務公署に来る場合は、豊橋市旅費支給条例第21条（市内旅行の旅費）及び豊橋市旅費支給条例施行規則第10条（市内旅行の旅費）により、勤務公署から直線で片道7km未満の場所に出張する場合以外は旅費を支給している。臨時職員の通勤手当については、通勤手当相当分として、市民病院におけるパート看護師は日額200円、保育園における保育士に対しては日額180円を賃金で支給している。他の職種については支給していない。
岡　崎　市	非常勤特別職の旅費については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、公務のための旅行に要する費用を弁償する。これにより各種委員が市外から来庁する場合には費用弁償するが、市内分は報酬に含まれるとの解釈により支給していない。他に、勤務形態が非常勤一般職と同一の取扱いが可能な嘱託員には、基本報酬の他に通勤手当の支給が可能である。 臨時職員（非常勤一般職）には、非常勤職員の勤務条件に関する規則に基づき通勤手当（勤務公所までの距離に応じ、出勤１日あたり０～500円）を支給する。
一　宮　市	非常勤特別職の旅費については、条例及び規則に基づき支給している。 臨時職員の通勤手当については、月の初日から末日までの間において、勤務をした日数と休暇の取得により全く勤務をしなかった日数との合計が17日以上ある場合に支給している。
瀬　戸　市	臨時職員については、地方公務員法第22条の臨時的任用職員として、原則的に正式任用職員と同等の身分取扱いとしており、通勤手当を支給しています。
半　田　市	非常勤特別職の勤務公署までの旅費は支給していません。 臨時職員の通勤手当については、正規職員に準じて支給しています。
春 日 井 市	非常勤特別職 遠隔地に居住する場合に限り、旅費を支給 居住地の最寄の鉄道駅もしくは飛行場からＪＲ春日井駅までの運賃相当額 臨時職員 １通勤につき230円を支給
豊　川　市	非常勤特別職の旅費については、「豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例」第２条第２項の規定に基づき、遠距離の通勤をする者で、市長が他の非常勤職員との権衡上特に必要があると認める場合は、通勤に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料に相当する額を報酬額に加えて支給することができる。 豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（抜粋） 第２条　非常勤の職員の報酬は、別表のとおりとする。 ２　前項の規定にかかわらず、遠距離の通勤をする非常勤の職員であって、市長が他の非常勤の職員との権衡上特に必要があると認めるものの報酬は、別表に定める報酬額に、当該職員の通勤に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料に相当する額を加えた額とすることができる。 臨時職員の通勤手当については、１日勤務について１６０円を支給している。ただし、徒歩により通勤する職員又は徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員には支給しない。

市名	回答
津　島　市	「平成8年3月13日　自治給第16号　各都道府県総務部長、各指定都市人事主幹局長あて　自治省公務員部給与課長通知」に基づき、費用弁償にあたる通勤手当及び旅費を支給している。
碧　南　市	非常勤特別職の旅費及び臨時職員の通勤手当については、支給していない。 ただし、臨時職員については、通勤手当相当分を賃金に上乗せしている。
刈　谷　市	本市では、非常勤特別職の勤務公署までの旅費については、支給しておりません。 また、臨時職員については、通勤手当としては支給していませんが、通勤手当相当分として勤務日数に応じた定額の割増賃金を支給しております。
豊　田　市	通勤手当相当分として、自宅から勤務公署までの移動にかかる実費分を費用弁償として支給しています。
安　城　市	（非常勤特別職） 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に、「非常勤の職員が住居又は主な就業場所と勤務場所との間を往復する際に要した費用について、市長が必要と認める額を弁償することができる。」という「できる規定」はあるが、実際には、費用弁償していない。 （臨時職員） 本来は、通勤手当を支給するべきだと思うが、本市では通勤割増賃金として、２００円/日を支給している。 「職員の給与に関する条例」第25条の２で、「臨時的に任用する職員に支給する給与については、別に定める。」としており、「臨時職員の雇用に関する要綱」で通勤割増賃金の支給を定めている。
西　尾　市	非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費については支払っていません。 臨時職員については、通勤費を、片道20㎞未満は月額4,400円又は日額200円、20㎞以上は月額8,800円又は日額400円支払っています。これは、通勤にかかる経費の費用弁償にあたるものと考えています。
蒲　郡　市	非常勤特別職（ただし、一般非常勤職員）の旅費については、費用弁償として通勤費相当額を一般職の職員の例により、報酬の支払日に支給している。要綱で定めている。 臨時職員の通勤手当については、自宅から勤務公所までの通勤距離が２ｋｍ以上の場合、勤務日に対して日額１００円を通勤手当相当として賃金に割増して支給している。根拠は、通勤距離２ｋｍ以上は職員の通勤手当発生要件であり、金額１００円は市内在住者がマイカー通勤した際のガソリン代相当分を想定している
犬　山　市	臨時職員には、下記の規程に基づき、支給しています。 犬山市臨時的任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程 （通勤手当） 第７条　臨時的任用職員には、正規職員に準じて通勤手当を支給する。ただし、任用期間が１月に満たない者には支給しない。 ２　通勤手当の額は、給与支給規則第16条第２項の規定による。 ３　通勤手当の支給方法は、給与支給規則第20条の規定による。 （※　給与支給規則・・・犬山市職員の給与の支給等に関する規則） 非常勤特別職には支給しておりません。
常　滑　市	非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費は、支給していません。 臨時職員の通勤手当は、一部の臨時職員に対して、要綱に基づき、支給しています。

市名	回答
江　南　市	平成26年度から一部の非常勤特別職に対して、通勤に要する費用としての費用弁償を支給することとしました。支給対象となる非常勤特別職は、月曜日から金曜日まで勤務するような労働性の高い嘱託員で、月額報酬を受けている職員です。支給を決めた理由としては、通勤に要する費用を支給しなければ、優秀な人材の確保が難しくなってきたからです。非常勤特別職は、条例で定められた報酬又は費用弁償しか給付を受けられませんので、通勤に要する費用は、職務を行うために要する費用であるということで、費用弁償として支給することとしました。 また、臨時職員については、平成22年度から交通費を支給しています。支給を始めた理由は、近隣市町等で支給がされており、非常勤特別職と同様に、優秀な人材を確保するためです。臨時職員に対して、手当として給付することは困難であるため、交通費として賃金に加算して支給しています。
小　牧　市	非常勤特別職 ・市長が必要と認める時は、費用弁償として、通勤費を支給する 臨時職員 ・正規職員と同様の考え方で通勤手当を支給する
稲　沢　市	臨時職員の通勤手当を支給しているが、これについては、正規職員との均衡を失しないようにしていることによる。
新　城　市	◇非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、費用弁償として支給している。 第６条　非常勤の職員が会議等に出席するため旅行（次項で規定する旅行を除く。）したとき、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、この旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 ２　非常勤の職員が会議等に出席するため同一場所に月１０日以上旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、この旅費については、新城市職員の給与に関する条例（平成１７年新城市条例第５６号）第１５条に定める額の例による。 ◇臨時職員の通勤手当 新城市臨時職員の任用の手続及び賃金その他の勤務条件に関する要綱の規定に基づき、賃金に加算して支給している。 第７条　臨時職員には、賃金及び交通費を支給する。 ２（略） ３　交通費は、別表第２に掲げる片道の通勤距離ごとに定めた勤務1日当たりの交通費に、毎月１日から末日までの１か月分の勤務日数を乗じて得た額とし、当該額を賃金に加算して支給する。この場合において、通勤距離の認定は、臨時職員から提出させる通勤届（様式第３）を参考に行うものとする。 ４（略）
東　海　市	非常勤特別職の勤務・署までの旅費については支給はありません。 臨時職員の通勤手当については、片道の距離が２キロ以上５キロ未満は２，０００円／月、 ５キロ以上１０キロ未満は４，１００円／月、１０キロ以上は６，５００円／月となっており、１月の勤務回数が７回以下は無給、８回から１１回は１／２の額となります。
大　府　市	非常勤特別職については、通勤手当等は支給していない。 一般職の臨時職員等については、通勤費用相当分を費用弁償として支給している。
知　多　市	
知　立　市	本市において、非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費や臨時職員の通勤手当は支給していません。

市名	回答
尾張旭市	１　非常勤特別職の旅費 　　費用弁償として旅費等を支給している（別表のとおり）。 ２　臨時職員の通勤手当 　　支給している（２キロメートル以上５キロメートル未満　１日当たり７０円、５キロメートル以上　１日当たり１５０円） 　　ただし、１及び２とも下記の職員には支給していません。 　　①　徒歩による通勤を常例とする職員。 　　②　通勤距離が片道２キロメートル未満である職員。
高浜市	非常勤特別職への旅費、通勤手当については支給はしておりません。
岩倉市	●非常勤特別職 「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を定めており、「非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。」と明記している。 詳細は、要綱を定め支給している。 ●臨時職員 市職員の通勤手当を基準に、独自で通勤手当を設定し、支給している。
豊明市	非常勤特別職に対して勤務公署に来るまでの旅費は支給していない。 一方、非常勤一般職に対しては、地方自治法第２０３条の２第３項及び第４項の規定に基づき、条例を制定し、費用弁償として通勤費相当額を支給している。
日進市	非常勤特別職の旅費については、「日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、旅行である場合は実費弁償として支給する。ただし、議題で尋ねられている「勤務公署にくるまで＝通勤行為」に対しての旅費は支給していない。 臨時職員の通勤手当については、手当としての支給はしていないが、「日進市一般職の臨時職員及び非常勤職員の雇用に関する規則」に基づき、実費弁償として“通勤費”を支給している。また、自家用車の場合は距離により日額旅費を定めて支給している。
田原市	本市においては、非常勤特別職及び臨時職員には、通勤手当を支給していません。
愛西市	通勤手当としては支給していないが、通勤費用相当分を費用弁償として支給している。
清須市	本市においては嘱託員には通勤手当を、臨時職員には通勤手当相当額を賃金に加算して支給しています。
北名古屋市	非常勤特別職の旅費については、費用弁償として支出することとしている。（支給については、一般職の職員の例による） 臨時職員の通勤手当については、一般職員に準じて支給するが、一か月平均の通勤所要回数が１０回未満の者は半額を、また１か月未満の期間で雇用する者には、公共交通機関を利用して通勤するその運賃等相当額のみを支給することとしている。

市名	回答
弥　富　市	○非常勤特別職が勤務公署に来る際の旅費の支給 回答：支給していない。 「弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」はあるものの、定例委員会等の当市公署での会議に出席する際の旅費は支給していません。 ○臨時職員の通勤手当の支給 回答：要綱に基づき支給している。 「弥富市非常勤臨時職員の雇用、給与等に関する要綱」により、勤務日数が常勤職員と同一である臨時職員には通勤費を賃金に加算して支給しています。 弥富市非常勤臨時職員の雇用、給与等に関する要綱　（抜粋） （賃金） 第５条　臨時職員に支給する賃金の額は、市長が別に定める。 ２　臨時職員に対しては、次に定めるところにより通勤費を、前項の賃金に加算して支給する。 (1)　勤務日数が常勤職員（弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年弥富町条例第2号）第２条第１項の規定により勤務時間が定められている職員をいう。以下同じ。）と同一である臨時職員（雇用開始日（継続して雇用されている臨時職員にあっては、その者に係る最初の雇用開始日）以後１月間に勤務を要しない日を除き、３日以上欠勤した日がある者は除く。）　弥富市職員の給与に関する条例（昭和36年弥富町条例第1号）第１５条の規定を準用して通勤費を、前項の賃金に加算して支給する。この場合において、同条の支給単位期間は、１か月であるものとみなす。 (2)　前号に掲げる者以外の者で通勤のため交通機関を利用するもの　次のいずれかのうち最も経済的かつ合理的であると認められるものを、前項の賃金に加算して支給する。 ア　回数乗車券その他これに類するものを使用したものとみなした場合における通勤日数分の運賃の額 イ　通用期間が１か月である定期券の価額 ３　臨時職員には、前２項の賃金以外いかなる賃金も支給しない。 ４　臨時職員が第８条第１項の規定により割り振られた勤務時間中に勤務しないときは、同条第２項に規定する年次有給休暇及び同条第４項に規定する特別休暇を与えられた場合並びに公務上、負傷し、又は疾病にかかり勤務しない場合を除き、その勤務しない時間に係る賃金は、支給しない。
みよし市	非常勤特別職については、通勤手当を支給していません。 臨時職員については、要綱を定め、通勤に係る費用については、通勤費として費用弁償しています。
あ　ま　市	非常勤職員に対する通勤費用相当分については、「非常勤職員に対する通勤費用相当分の費用弁償の支給に関する問答集の送付について」（平成８年３月１３日自治給第１６号）により示されているところであるが、本市においては、次のように取り扱っている。 ①　非常勤特別職が勤務公署に来るまでの旅費について 条例上、「特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。」としているが支給していない。 ②　臨時職員の通勤手当について 地方自治法第２０４条の２において、法律又はこれに基づく条例に基づかずには非常勤職員に対し通勤手当を支給できないので、通勤手当相当額を報酬（賃金）に加算して支給している。 （規程により通勤手当相当額を支給できることとしているが、条例上、特別な定めはしていない。）

市名	回答
長 久 手 市	①非常勤特別職の旅費については、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員については「長久手市嘱託員の設置、勤務条件等に関する要綱」に次のように規定されており、費用弁償が支給されている。 (報酬及び費用弁償) 第7条　報酬及び通勤に要する費用は、予算の範囲内において長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号。以下「条例」という。)の定めるところにより職務内容を考慮して任命権者が別に定める。 2　嘱託員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として条例別表第2の規定により旅費を支給する。 ※別表第2の規定では、8級の職務にあるものの相当額が支給される。 ②臨時職員の通勤手当については、「臨時的任用職員の雇用、給与等に関する取扱い要綱」第5条第5項において「臨時職員に通勤手当を支給する。」と規定されている。なお、支給額は、「通勤の方法及び通勤距離の区分に応じ、市長が別に定める。」とされており、自宅から勤務地までの直線距離を基に支給されている。